

令和5年第3回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年9月1日（金曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第43号 令和4年度大洗町一般会計歳入歳出決算
議案第44号 令和4年度大洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
議案第45号 令和4年度大洗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議案第46号 令和4年度大洗町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第47号 令和4年度大洗町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
議案第48号 令和4年度大洗町地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算
議案第49号 令和4年度大洗町営公園墓地事業特別会計歳入歳出決算
議案第50号 令和4年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算
議案第51号 令和4年度大洗町水道事業会計歳入歳出決算
報告第 7号 令和4年度大洗町財政健全化判断比率について
報告第 8号 令和4年度大洗町公営企業会計資金不足比率について
- 日程第 4 議案第52号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第53号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第54号 大洗町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第55号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第56号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第3号）
議案第57号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 同意第 1号 大洗町教育委員会委員の任命について
同意第 2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 7 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第 8 報告第 9号 大洗ターミナル株式会社の令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画について
- 日程第 9 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	監査委員	田口紘治
秘書広報課長	小沼敏夫	まちづくり推進課長	海老澤督
総務課長	清宮和之	税務課長	高柳成人
住民課長	五上裕啓	福祉課長	小林美弥
こども課長	佐藤邦夫	健康増進課長	本城正幸
生活環境課長	大川文男	都市建設課長	岡村正巳
上下水道課長	田中秀幸	農林水産課長	中崎亮二
商工観光課長	長谷川満	教育次長兼 学校教育課長	深作和利
生涯学習課長	磯崎宗久	消防次長兼 消防総務課長	二階堂均
会計管理者兼 会計課長	米川英一		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

傍聴人の皆様へ申し上げます。朝早くからお越しいただきまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなりますので、今後とも宜しく願いいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、職員を対象にインターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和5年第3回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、8番 和田淳也君、9番 海老沢功泰君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月1日から9月12日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎議案第43号ないし議案第51号の上程、説明、委員会付託

◎報告第7号および報告第8号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第43号から議案第51号まで、令和4年度大洗町一般会計歳入歳出決算および令和4年度大洗町特別会計歳入歳出決算、8件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

また、これらの歳入歳出決算に関連する報告第7号 令和4年度大洗町財政健全化判断比率について、報告第8号 令和4年度大洗町公営企業会計資金不足比率についても、併せて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議案第43号 令和4年度大洗町一般会計歳入歳出決算から議案第51号 令和4年度大洗町水道事業会計歳入歳出決算まで、決算認定9件について、一括してご説明申し上げます。

なお、一般会計および各特別会計の決算の概要につきましては、「大洗町決算説明資料その1」の2ページから4ページにお示しをさせていただきます。当該箇所にも触れつつ、令和4年度決算の特徴についてご説明申し上げます。

また、報告第7号および第8号につきましても、決算と関わりが深いことから、併せてご説明申し上げます。

「大洗町決算説明資料その1」の2ページをお開き願います。

初めに、一般会計についてでございますが、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とポストコロナを見据えた社会経済活動に必要な事業の自立を目指すため、議会の皆様のご理解をいただきながら、ワクチン接種などの感染症対策事業をはじめ、感染拡大の長期化による影響が様々な人々に及ぶなか、子育て世帯生活支援特別給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業による支援のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道料金減免事業をはじめ、地域経済の活性化を目指したプレミアム付商品券の発行や地元で泊まろう宿泊モニター事業など、大きな影響を受けた町民や事業者への支援事業に注力をしてまいりました。

加えて、町民会館の大規模改修事業や大洗駅エレベーター設置支援事業などの歳出がかさんだことから、一般会計の歳出総額は97億1,196万円で、前年度比6億2,560万2,000円の増の6.9%増となっております。過去5年間では、令和2年度に次いで2番目の規模となりました。

一方、歳入につきましては、ふるさと納税による寄附金が大きく増加したことから、一般会計の歳入総額は103億6,023万1,000円で、前年度比4億8,032万6,000円の4.9%増と、歳出と同様に過去5年間では2番目の規模となっております。

この結果、差引額である形式収支は6億4,827万1,000円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源7,

631万5,000円を除いた実質収支額は5億7,195万6,000円の黒字となりました。

次に、特別会計の決算について概略のみご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入18億6,030万4,000円、歳出18億4,536万7,000円で、歳入歳出の差引額は1,493万7,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入2億2,738万1,000円、歳出2億2,637万6,000円で、差引額は100万5,000円となりました。

介護保険特別会計の決算額は、歳入18億362万7,000円、歳出17億4,159万3,000円で、差引額は6,203万4,000円となりました。

次に、4ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入5億4,745万3,000円、歳出5億3,442万2,000円で、歳入歳出の差引額は1,303万1,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,157万9,000円を差し引いた実質の収支額は145万2,000円となりました。

地方卸売市場事業特別会計の決算額は、歳入976万4,000円、歳出589万3,000円で、差引額は387万1,000円となりました。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入2,767万9,000円、歳出2,429万4,000円で、差引額は338万5,000円となりました。

東茨城郡内町村および一部事務組合公平委員会特別会計の決算額は、歳入885万7,000円、歳出640万1,000円、差引額は245万6,000円となりました。

公営企業会計である水道事業会計につきましては、水道事業収益は6億1,935万7,000円、水道事業費用は6億267万8,000円であり、その結果1,667万9,000円の黒字となりました。

また、資本的収入の1億5,814万6,000円に対する資本的支出は3億829万2,000円であり、不足額1億5,014万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

続いて、令和4年度の決算に基づく本町の財政指標について、概略をご説明申し上げます。報告第7号および第8号が掲載された冊子をご覧ください。

1ページをお開きください。

最初に、財政健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに収支が赤字となっていないため、比率はゼロとなっております。

次に、実質公債費比率につきましては6.9%と、過年度に発行した地方債の償還額の増などにより、昨年度の比率6.4%と比して若干の増加となったところであります。

将来負担比率につきましては86.4%と、分母となる標準財政規模を構成する臨時財政対策債の減少などにより、昨年度の比率82.9%に比べ3.5ポイント上昇いたしました。これらの比率につきましては、現況では健全な範囲にとどまっているとはいえ、全国平均値・県内平均値に比べれば悪い状況であると言わざるを得ません。さらには、過年度に発行した地方債等の影響により、数値の上昇が見込まれることから、今後は、新規の地方債発行を抑制しつつ、特定財源の確保と有利な地

方債の活用を図るなどにより、一層の財政健全化に努める必要があります。

次に、2ページをお開きください。

公営企業会計資金不足比率につきましては、いずれの会計におきましても資金不足には陥っていないため、全て比率はゼロとなっております。

なお、報告事項には該当しませんが、自治体の財政力を示す「財政力指数」につきましては0.68と、県内市町村の平均とほぼ同程度の水準を維持しております。

また、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、分母を構成する臨時財政対策債の減少などにより96.5%と、前年度に比べて6.3%上昇いたしました。

以上の各指標を基に、町財政の今後の展望を総括いたしますと、町税をはじめとする自主財源の安定確保は当然に図るといたしましても、今後大きな収入増は見込めず、地方交付税や電源立地地域対策交付金なども国の政策によって変動があるため、将来の財源確保についての見通しは不透明な状況にあります。

そのような状況下におきましても、自主財源の確保と地域経済の活性化を図っていくため、引き続き、ふるさと納税の取り組み強化を行ったことにより、昨年度に比べて約1.8倍、9億円を超える寄附をいただくことができました。今後も、返礼品の充実と事業のPRに注力し、さらなる歳入の増加を図ってまいりたいと思います。

一方、経常経費の抑制に努めるとともに、各事業の内容や手法、必要性等について、不断の見直しを行うなど、一層の行財政改革に取り組み、健全な財政の維持と持続可能な行政運営に努めてまいりたいと思います。

議員各位および町民の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、この場をお借りし、伏してお願いを申し上げます。

ただいまご説明申し上げました令和4年度決算につきましては、去る7月24日から7月31日までの6日間にわたりまして、田口・今村両監査委員により、詳細なご審査をいただいたところであり、改めて御礼を申し上げます。

詳細につきましては、お手元の議案書などによりご審議の上、適切なる認定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 以上で決算に関する提案理由の説明および報告は終わりました。

次に、監査委員から、決算審査報告および意見を求めます。監査委員 田口紘治君。

○監査委員（田口紘治君） 監査委員の田口でございます。それでは、監査委員を代表しまして、私のほうから令和4年度の決算につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項および第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項、地方公営企業法第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度大洗町一般会計および特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、令和4年度大洗町水道事業会計決算、令和4年度大洗町財政健全化判断比率および大洗町公営企業会計資金不足比率の審査を行ったので別紙のとおり意見書を提出いた

します。

次のページをお願いいたします。

審査の対象は、令和4年度大洗町一般会計歳入歳出決算および七つの特別会計歳入歳出決算でございます。

審査の期間は、去る7月24日から7月31日までの間で行いました。

審査の方法といたしましては、各会計歳入歳出決算書および付属書類が関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施をいたしました。

審査の結果、一般会計および特別会計歳入歳出決算であります。審査に付された各会計歳入歳出決算書および付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であると認められました。また、予算の執行状況および決算の内容については、適正であると認めたところであります。

次に、基金運用状況についてであります。審査に付された基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、運用状況は適正であると認めたところであります。

次に、決算の概要であります。先ほど町長のほうから報告がありました金額と同額でございますので、失礼ではあります。金額については省略させていただきたいと思っております。

そんななかで気付いた点をちょっと申し上げます。町税および寄附金に伸びが見られましたが、税の公平性の観点からも、引き続き収納率の向上に努められたい。また、寄附金については、ふるさと納税によるものが主でありましたが、今後、制度改正が見込まれるなか、財源の確保とあわせ、返礼品による地場産業の発展に寄与していただくよう、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、財政力指数につきましても町長のほうから報告があったとおりでございます。

特段申し上げますと、前年度と比較しますと、財政力指数につきましては0.01ポイント減の0.68となっております。

一方、経常収支比率につきましては96.5%で、前年度と比較すると6.3ポイント増となり、さらなる財政の硬直化が懸念されるなか、より一層の経常経費の削減等に努められたいと思っております。

また、公共施設につきましては、これまでと同様に計画的な修繕を実施し、費用の平準化を図り、適切な維持管理の下、過度な財政負担が生じることのないよう努められたい。さらには、各事業を実施する上で各取り組みが、より一層充実したものとなるよう、費用対効果を見極めながら着実な執行、適正な管理に努められたいと思っております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および資本不足等は、いずれも早期健全化基準および経営健全化基準の範囲内で推移をしております。

次に、特別会計でございます。これも先ほど町長のほうから報告がありました決算額については同額でございますので、割愛させていただきたいと思っております。

次に、基金の運用状況の概要でございますが、財政調整基金など22件で、決算年度末現在高は合計20億8,637万5,000円となっております。表がありますのでご覧いただきたいと思います。

次に、大洗町水道事業会計決算の件につきまして申し上げます。

やはり7月24日から7月31日の間で審査を行いました。

審査の方法についても一般会計と同様でありまして、関係職員の説明を聴取しながら実施したところでございます。

審査の結果、関係書類につきましては、いずれも関係法令に準拠し作成されており、かつ、計数も正確であり、経営成績および財政状況を適正に表示しているものと認めたところでございます。

決算の状況でございますけれども、これも先ほど町長のほうから触れられておりましたが、収益的収支につきましては、水道事業収益が6億1,935万7,000円、水道事業の費用が6億267万8,000円となり、その結果、1,667万9,000円の利益となっております。

また、資本的収支につきましては、収入額が1億5,814万6,000円、支出が3億829万2,000円となっております、1億5,014万6,000円の資金不足が生じたところでございます。これにつきましては、例年同じような処理をしているんですけれども、過年度分の損益勘定留保資金ですね、これによって補填をしているところでございます。

なおですね、令和4年9月より料金の改定を実施しているところでございますが、将来の人口減少が給水収益の減少に直結することから、健全な企業運営を維持するため、引き続き経営の合理化・効率化による経費の削減に努めていただきたいと思います。

次に、財政健全化の判断比率およびその意見でございますが、これにつきましても先ほど申し上げたとおり、特段の心配事項は挙がっておりませんでした。特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、公営企業会計の資金不足ですね、これにつきましても各会計とも資金不足が発生していないことから、良好な状態にあると認めたところであり、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、令和4年度の決算につきましてご報告申し上げます。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 監査委員による決算監査意見報告が終わりました。田口監査委員、御苦労さまでございました。

議案第43号から議案第51号まで、令和4年度一般会計歳入歳出決算および特別会計歳入歳出決算につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託をし、審査を行います。宜しくお願いいたします。

なお、報告第7号、報告第8号につきましては、町長からの報告のとおりでございますのでご了承いただきたいと思います。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第4、議案第52号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第52号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員の職員の要件を緩和するものであります。

以上、議案第52号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第52号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 伺います。確認的なものですが、今回のこの改定の理由、目的とするところはまず何なのかを伺います。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育に従事をしていただく支援員の方の要件を見直すための改正でございます。

改正の背景にあるものとしまして、現在、全国的に少子化が進むなかにおいても、依然としまして都市部を中心に学童保育につきましても待機が出るような地域があるという状況でございます。そういったところのニーズに応えるために、支援員の確保のための研修に関する要件、こちらを緩和することが背景でございます。具体的には、放課後児童支援員につきましては、原則としまして都道府県が実施をします放課後児童支援員の認定研修の修了する者ということが必要でございますけれども、一定期間内に研修を修了することを予定している者につきましても、放課後児童支援員としてみなすことができるとされております。

なお、大洗町につきましては、ここ数年の間、学童保育の運営に必要な支援員の確保がなされておりますので、県からの通知を確認をした上で、期限を延長することなく対応ができていますところでございますけれども、今後の状況を柔軟な対応をとれるようにということで、今回の時期に附則の改正を行うものでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 定めがあるんだが、町ではそれに準じない、町独自の対応で進めていると

いうふうに今お答えいただきましたが、この2年間というのが、何故2年間なのかというところがあるんですよ。健全育成を支援するという立場にありながら、2年間も研修しなくてもいいという、それが一つあるんですけれども、それを1年とか、もっと早くこれを改めるというような考え方というのは示されておりませんか。あるいはそういう方向を今後検討したいというような、そんな見方もないんでしょうか。伺います。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

研修の修了者の確保に支障がなく、また、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置をとらない場合には、経過措置を、規定を設ける必要がないということで定められておまして、県からの通知を確認した上で、町独自ということではなくて、そこは県のほうの基準に従いまして対応している状況でございます。

また、2年間と今お話がございましたけれども、先ほどちょっと申し上げさせていただきましたように、一部の地域ではなかなか支援員さんの入れ替わりが激しいような地域もあるというふうに伺ってございますので、ある程度の幅を持たせての2年間ということの設定なのかなというふうに理解しております。ただ、大洗町につきましては、現状、特段そこまでの入れ替えございませんので、現時点で皆さんが規定の研修を修了するような形で、この研修自体は毎年県のほうで実施しておりますので、新規に該当された方については、速やかにそこを受講していただいていると、そういう状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） その間の、研修期間のですね賃金といいますかね、賃金の支払いはどういうふうに保障されているのか最後に伺います。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

町の職員としまして会計年度任用職員という形になってございますので、その間は規定の料金のほうをお支払いいただいているという状況でございます。ただ、研修修了後には、その部分を金額的な部分で上乗せをさせていただいていると、そういう状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第52号 大洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり決しました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第53号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第53号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正されたことに伴い、引用条項について整備するものであります。

以上、議案第53号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第53号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第53号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり決しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第54号 大洗町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第54号 大洗町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

本案につきましては、町民会館の附属設備の追加に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、ホール用プロジェクターおよび会議用スクリーンの導入に伴い、使用料を設定するため、町民会館の附属設備使用料を改定するものであります。

以上、議案第54号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第54号 大洗町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第54号 大洗町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり決しました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第55号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第55号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

7ページをご覧ください。

本案につきましては、対象火気設備等の位置、構造および管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、蓄電池設備のさらなる普及や大容量化に伴い、出火防止措置や延焼防止措置を講ずること並びに住宅や店舗等で固体燃料を使用する火気設備について、安全措置の基準を制定するものであります。

以上、議案第55号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第55号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 1点だけ確認の意味なんですけども、いわゆる新築物件や、または途中途中のですね改装物件の時に、必ず連絡体系としては消防のほうの連絡を通さなければいけないということがあるんだろうと思うんですが、このあたりの途中からですね、個人的に勝手にやってしまったというようなものの、この条例に抵触するようなものがあつた場合の確認はどのような形で執行がされるかというところが、読んでてちょっと疑問に思ったところが1点ありましたので、確認のためにお尋ねします。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

通常ですと、一般住宅建築する際には、確認申請というのが消防にも出されますので、そちらで確認をしているところです。そうでなくて、途中でそういった申請を出さずに改築であつたりとかそういったものがされますと、消防としてはなかなか確認する術がないというのが現状でございます。事前にですね、ご相談があればそれに対処はできるんですが、なかなかそこまで対処するというのは現状では難しいというのが現状ということです。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第55号 大洗町火災予防条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第55号は、原案のとおり決しました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第5、議案第56号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第56号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。

令和5年度大洗町一般会計補正予算第3号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,763万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億3,281万1,000

円とするものであります。

8ページをご覧ください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等の人件費につきましては、職員の人事異動等による増減調整でありますので、これらについては説明を省略させていただきたいと思っております。

2款総務費の下から2段目、防災費につきましては、防災業務支援職員報酬について当初予算計上時、採用が不確定であり暫定的に半年分の報酬を計上しておりましたが、1年間へ延長することに伴い、不足分の費用120万円を追加計上するものであります。

次に、10ページをお開きください。

上段の地域づくり総務費につきましては、二つの事業費を計上してございます。一つ目は「わくわく茨城生活実現事業」の移住支援金として、国・県の負担金が60万円増額されることから、これに町負担分の20万円を加えた費用として80万円を、二つ目は「空き家等対策事業」として、所有者不明の土地および建物に対する管理命令の申し立てに係る水戸地方裁判所への予納金550万円をそれぞれ追加計上するもので、二つの事業を合わせまして630万円を追加して計上するものでございます。

続きまして11ページをご覧ください。

3款民生費の2項児童福祉費のうち、上段の「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料」は、令和6年度に第3期計画を策定するにあたり、子育て世帯を対象にアンケート調査を実施する必要が生じたことから、委託料283万8,000円を追加計上するものでございます。

4款衛生費の1項保健衛生費のうち、保健衛生総務費につきましては、二つの事業費を計上してございます。一つ目が、不妊治療や体外受精に係る治療費の一部について保険適用開始となった令和4年4月まで遡り、新たに町独自で助成する「このとり応援事業」として補助金900万円を追加計上するものでございます。二つ目が、妊婦や子育て家庭に対する伴走型相談支援の充実と経済的支援とをパッケージで引き続き実施するため、妊婦1人当たり5万円、児童1人当たり5万円を支給する「出産・子育て応援給付金」230万円を追加計上するもので、二つの事業を合わせまして1,130万円を追加計上するものでございます。なお、財源につきましては、一部国庫支出金・県支出金で賄われます。

次の予防費ですが、新型コロナウイルスワクチン接種について、生後6カ月以上の全住民を対象として9月以降に接種を開始するための費用として、需用費のほか、12ページ上段の委託料に合わせまして3,278万9,000円を追加計上するものであります。財源につきましては、11ページにお戻りください。下段のとおり、国庫支出金3,268万4,000円、雑入10万5,000円で賄われます。

次に、13ページをお開き願います。

8款土木費の4項都市計画費のうち、都市計画総務費につきましては、松川地区を対象に、都市計画マスタープランに位置付けられた交流・レクリエーション拠点の実現に向けて、具体的な方策

を検討し、必要な手続を実施する費用として、委託料498万3,000円を計上するものであります。

公園費につきましては、6月の台風2号により冠水した桜道公園の排水対策に係る費用として、委託料20万円を追加計上するものでございます。

都市下水道費につきましては、二つの事業費を計上してございます。一つ目が、同じく6月の台風2号により勘十堀排水機場の施設内へ流入した土砂の撤去などに係る費用として委託料49万5,000円を、二つ目が、東光台汚水処理組合が令和5年9月に解散することに伴い、町へ移管するための費用として、需用費、委託料、工事請負費合わせまして757万5,000円をそれぞれ追加計上するもので、二つの事業合わせまして807万円を追加して計上するものでございます。

14ページをお開きいただき、下段をご覧ください。

10款教育費の4項幼稚園費につきましては、常勤教諭が出産のため長期間休暇を取得することに伴い、現在の保育体制を維持するため、会計年度任用職員を雇用する費用として252万円を追加計上するものであります。

15ページの中段をご覧ください。

11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費につきましては、6月の台風2号により被害を受けた農地法面の修復および農道の補修、農地や農道に流入した土砂や倒木の撤去のための費用として520万円を計上するものでございます。

公共土木施設災害復旧費につきましては、同じく6月の台風2号による道路および道路法面の災害復旧、道路に流入した土砂および倒木の撤去等のための費用として566万4,000円を計上するものでございます。

5ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして国庫支出金3,475万3,000円、県支出金98万4,000円、繰越金4,708万1,000円、諸収入481万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,763万5,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第56号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第56号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 伺います。新型コロナワクチンの接種事業について伺います。

○議長（飯田英樹君） ページ数もよろしいですか。

○12番（菊地昇悦君） 6ページでもいいかな。国からの補助が出てますので、支出は支出でまたありますけども、この事業はですね、町長が言われましたけども、9月からその事業が実施されるというふうに言われてます。9月20日以降、希望する人、全てが対象だというふうに私は伺ってます。それですね、今もうコロナがちょっと増えつつあるというような状況ですが、大洗町の今の定点数当たりの報告数というのは、どういう状況なってるんですか。まず伺います。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

5月8日以降に各市町村ごとの集計というのがなくなりまして、県の全体として120の定点ということで、そちらで陽性になった方という数字が上がってございます。そちらは毎週ごとに県のホームページのほうに上がってはいるんですけども、5月8日以降8月のお盆前までというのが、やはり右肩上がりです。最新版のお盆を含めた時ですね、のやつが、かなりぐっと上がる形になってございまして、やはり茨城県内でもかなりコロナの数というのは増えてきている、皆様の周りでもコロナになられている方というのは、増えてきている状況になってございます。

大洗町単独でどれぐらい陽性の方が出ているのかということところは、細かい数字はうちのほうでも把握はできないものなんですけれども、県全体として見ますと、県北の日立と県南の潮来、あと龍ヶ崎なので、県南・県西が今のところ多い形で、水戸地区と県央の部分については、まだそれほど陽性者の方は出ていないというような状況になってございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 把握ができないというのは、実数を、医療機関はね確認しているんだと思いますよね。どこの誰が感染したのかというのは。医療機関ですから、わかるはずだと思うんですが、これは市町村ごとには発表してないという、そういうことで今のようなお答えだったのか、もう一度伺います。

もう一点はですね、今度のワクチンは1回目、2回目、これ接種した方に限るというふうに向かっているんですが、そうした場合に、こういう人たちに対して今後どうするのか、1回目、2回目未接種の方、こういう方に今後どういう対応をされていくのか、この2点を伺います。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） まず、1点目のご質問なんですけれども、各病院さんのほうで、その医療を受けられた方ですね、の住所・名前というのは把握はしているんですけども、そちらのほうを保健所さんのほうで今までは各市町村ごとに取りまとめをして報告義務というのがございました。そちらのほうは5月8日以降、報告義務がなくなりまして、なので、各医療機関としては、もう医療した人という形での把握はしてはいますけれども、その人がコロナかコロナじゃないかというのは、取りまとめていないという状況になってございます。県内120の地域については、その病院の中で、その病院で受けられた方が仮に大洗の方なのか、水戸の方なのかということの集計はせずに、その病院として何件、陽性の方がございましたということで、各保健所さんのほうに報告をされているので、集計として各市町村ごとに何名出たということの集計はしない形になってございます。その背景といたしましては、集計業務のほうに各病院さんのほうの事務が取られてしまって、病院さんのほうの医療崩壊が起きるというところで、そういう形に国のほうで指導がありまして、今現在は病院の中の陽性者数は把握しますけど、それがどこの方なのかというのは把握していないという状況になります。

今回、秋接種の方につきましては、6カ月以降になった方、1回目、2回目、打ち出しのところ

いえば打ち始めができますので、XBB. 1.5ワクチンということで、今までというのは1、2回目打った方でないと打てなかったんですけれども、今回のやつについては、全住民対象に打てる形になってございますので、是非お打ちいただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今のお答え、間違いないですか。全員が対象だと。1、2、未接種の方も含めて対象だということを今説明されましたが、それ間違いないというふうに今の答弁ではそういうふうに伺ったわけですが、私が聞いている範囲ではそうじゃないというふうに伺っているんです。

もう一点は、例えば、ある行政区ではね、人数がこのぐらいなっているというふうにつかんでるんですよ。それは行政がつかんでるんじゃなくて、保健所がちゃんとそれを把握してるということだと思うんです。医療機関にかかった人の名前はわかるけども、出身、どこの町の人なのか、村の人なのか、それを調べると医療崩壊、非常に医療関係者の仕事が増えちゃって、医療崩壊まで心配になってくるというようなことを今説明されましたが、その住居を調べるだけで、そんなことあるのかというような疑問さえ感じざるを得ないんですよ。ですから、もしそうだったとすればですよ、県の管轄ですから、そこに見直しを求めていくというのが、市町村のなかでどういう感染状況なのかというぐらいは、やっぱり知るべきではないかと。国がこうだ、県がこうだといって、その実態さえわからないのでは、住民にコロナの感染のその危険性をね、周知するというのは非常に難しくなってくるんじゃないかと。県全体でこんな傾向ですよというように、しかも県北では弱そうだとか、そんな話ではね、危機感が強まらないというかね、安心感だけが何か出てきちゃうような、そんなふうに思わざるを得ないんですね。見直すべきところはきちんと見直していただきたい。そして、まだ未接種の人はやらない理由があるんでしょうからね、接種しない理由が非常に強いんだと思いますが、改めて、もうだいたい前ですから、もうできないかなと思っているかもしれませんが、できるんだということもあわせてPRしたほうがね、いいんじゃないかというふうに思います。

もう一点はですね、松川地区のことで伺います。

○議長（飯田英樹君） じゃあここでちょっと一旦答弁いただきましょう。健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 菊地議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、医療崩壊的なこととお話されておりましたけれども、当初5月8日の時点までというところでの医療崩壊の危機があるということです。5月8日以降、5類のほうになって、インフルエンザと同等の対応で、先ほどお話ししたコロナウイルスの定点というのは、インフルエンザと同じ医療機関の数です。なので、インフルエンザについても120の医療機関のほうで、その病院で上がってきた方の数字を把握しているというところになります。

行政のほうといたしましても、やはり住民の方の安全・安心を守るというところで、コロナ対応、気をつけてくださいというところは積極的に広報活動はしていきたいなとは思っております。やは

りその報告的なものですね、集計的なものというのは、なかなか医療機関さんのほうに個別に願いますというのも難しいところもございますので、そういう要望もやはり傾向的にもう少し細かい情報がいただけるかどうかということも、保健所のほうに含めてお話をさせていただきたいと思っております。

あとすいません、全員接種の部分につきましては、ちょっと再度、間違えたことを言ってしまうと問題がありますので、確認をさせていただいてご報告させていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 別なやつですか。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それではページ13の松川地区の土地利用検討業務委託料、これ計上されておりますが、先ほどの説明では、交流拠点の、ここに関わるということでありました。それで、あそこを作る、これから利活用されると思うんですが、あそこだけ、その土地だけを捉えて、どのように検討するかということではない、あるいはそうかもしれません。わかりませんが、一つ考えていただきたいのは、あそこが台風の、川とか、溜沼によって、あの周辺が水浸しになっちゃったと。これは前回の議会で勝村議員が写真かなんかで示されましたよね。大きな被害が発生したんですよね。水害を防ぐ大きな役割を果たしてきたのが田んぼがその一つに挙げられると。挙げられますね。それでさえ越えてしまうという場合が当然生まれます。少なくとも、その貯水のための機能は果たしてきたということです。ところが、今あそこは全部埋めちゃって、その機能が果たせなくなっちゃっている。結局その水はどこへ行くかということ、低い所に流れていっちゃって、その地域一帯があのような浸水の被害を受けたというふうに見てもいいんじゃないかと私は思うんですよね。そういうことを考えた時に、あの地域全体をですね視野に入れた土地利用の在り方、これを考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますが、この辺は考えられているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

松川地区ですけれども、議員おっしゃるとおりで、大雨の時には浸水するエリア、さらには田んぼが多いということから、そういった水を田んぼが受けている状態があるというのは承知してございます。今回その松川地区の都市計画マスタープランに位置付けられた交流レクリエーション拠点というのを現実に実現に向けて、どういう方策があるかということを検討するきっかけとしましては、今回、あそこの松川地区のキャンプ場の所で専門的な民間の力を活用するという動きが始まったというところにあわせて、その周辺、議員ご質問にもありましたように造成された土地の活用というのも考えていく必要があるということもきっかけにですね、現在、市街化調整区域というような非常に厳しい規制のなかのエリアでございますので、都市計画の手法を使いまして、何かしらの規制緩和を図っていけないかというような検討をしていこうということでございます。当然そのなかで周辺のまちづくりの在り方、土地利用の在り方、そういったものも検討しながら、そのなかで造成したエリアの土地活用をどうしていくかというのを、今後この委託のなかで検討してまいりた

いと考えております。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非そういう方向でね、取り組んでいただきたいなど。

あの周辺の方々は、実際にそういう経験をね何度かされていますので、あそこがそういう観光の交流拠点になることによって、さらに自分たちの地域が安全な安心できる地域になるというふうな希望を持っていただけるようなね、そういう進め方をね取り組んでいただきたいなど要望しておきます。お願いします。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 13ページの今、菊地さんから防災の関係でありましたので、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

勘十堀の件、これから台風シーズンになりますし、案外あの勘十堀機場が不具合なことが多々多々ありますし、どんな形でね委託をして整備をしているか、岡村課長にお尋ねしますけども、一番大事なことだし、12年前の東日本大震災の時には、あそこは増水の憂き目に遭いましたし、もう何十年前からあそこは大雨が降ったりなんかすると増水の危機があって、機器が動かなかったということもありますけども、そういう観点から、普通にメンテナンスをしているのか、月に1回やってるのか、もしくは月に2回ぐらいやっているのか、これからそういうシーズンに入りますので、ちょっとお尋ねしますけども、宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

勘十堀のここの排水機場、ポンプ場ですけれども、過去に、いざ動かす時に動かなかったという経験をしてございます。そういった経験を踏まえまして、現在、定期的な業者のメンテナンスに加えて、毎月、職員のほうで動作の確認、さらには大雨の予報がある場合は、その前にもう一度点検するというようなことで、確実に作動できるようなチェック体制を庁内職員のなかで図っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。月1回行っているということで。これ、稼働させてやっていますか。できればね、15日に1回やると2回なりますよね、すると年24回ぐらいはやられてもらいたいなど思っていますし、やっぱり民家ありますので、住宅が張り付いてますので、その点、十分にねお願いしたいなど思っていますし、今日だよ、100年前に大震災があった日でありますし、間もなく12時頃かな、と思えますけども、常に危機感を持って取り組んでいただかないと、住民に多大な災害を与えますので、その点宜しくお願いしたいなど。何かあれば答弁お願いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員からの声援の声、ありがとうございます。実際、点検の内容ですけれども、ポンプを実際に稼働させまして、きちんと排水されるというところを確認して点検し

ております。こういった地震があつて、9月1日防災の日ですので、そういったことも考えながら日々の点検進めてまいりたいと思います。宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 機場として、何年ぐらいあの機械ね、なってるか。そろそろチェンジの感じかなって思ってます。新しくしてないですよ。年数ちょっとわかればお願いしたいんですが。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えします。

いざ何年稼働しているか、ちょっとすいません、私、数字持ってなくて申し訳ございません。今お答えられません。今後、その定期的なメンテナンスを専門業者をお願いしてございますので、そういったなかで更新のタイミングも適切に対応してまいりたいと思います。宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 6番 小沼正男君。

○6番（小沼正男君） 15ページの災害復旧費についてお伺いしたいんですけれども、これ確認なんですけれども、これ場所をね、具体的に言ってもらえれば非常に有り難いんですけれども。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいまの議員のご質問にお答えします。

まず、道路、町道の災害復旧ということに関してですけれども、町内全域に広がってしまして、個別にいろいろな箇所ございますけれども、町内でいくと北よりは南のほうが多かったという印象ございます。至るところで土砂が流入して車両の通行に支障が出てきたという場所がございます。また、法面が崩れて土のうを積んだりとか、そういった部分もございます。そういったことで、ちょっと数多くございますので、なかなか、こことこことここということがお話できなくて申し訳ございません。以上です。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） ただいまの小沼議員の質問にお答えしたいと思います。

今回のですね台風2号の被害なんですけれども、これまではですね台風の被害と申しますと那珂川ですとか涸沼川の上流で大雨降りまして、涸沼川ですね溢水する被害が多かったというところがございます。ただ、今回はですね、短時間で集中的に強い雨が降りまして、今回の被害の箇所なんですけれども、南側が多く被害が出ているところがございます。地区でいいますと、水田でいいますと、成田郷地区、神山地区という所で被害が出ておりますので、そこを今回、災害の復旧ということで実施をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ページ数なんですけど、11ページですね。児童福祉総務費の委託料の件、ここに283万8,000円、金額の問題ではないんですけれども、先日、住民課のほうから10年間の人口の変化というもの、ちょっと一覧をいただきました。さらに國井町長のほうも大変心配しております出生率の問題、そこに鑑みてどういうそのニーズがあるかということ調査する調査費用なんだ

ろうなというふうに認識するところなんですけども、そのなかですすね、どこまでの範囲を調べるのか、どういった方法で調べるのか、そのニーズというものをどのように、反映するのは、最終的には執行部の皆さんたちが考えられて反映するような予算措置をするんでしょうけども、どのような範囲で今考えられているのか、まずは1点お尋ねをしたいと思います。

さらに、ちょっとこれは質問ではないんですが、付け加えさせていただきたいのはですね、先ほど健康増進関係で医療崩壊の話が出ましたけども、医療崩壊の話をする時に、私ね、もう少し数字を見てたほうがいいと思うんですよ。いわゆるこの3年間のなかに超過死亡者率というのが非常に上がりました。いわゆる一般的な死亡があったものが、それ以上に亡くなられている方、これはコロナからくる、やはり波及した医療崩壊の一部がそういう形になっていると、そういうところも含めて数値化されて、お考えになってお答えされたらいいかなと。これは質問ではありません。

先ほどの質問に戻ります。そういう形ですすね、どこまでやっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

こちら、予算のほうを計上させていただき予定となっております子ども・子育て支援事業のニーズ調査でございますけれども、こちらにつきましては、現在、第2期大洗町子ども・子育て計画、こちらがでございますけれども、こちらに続きまして第3期の計画のほうを令和7年度から11年度の計画としまして、こちらを令和6年度中に策定をする予定になってございます。こちらに先立ちましてニーズ調査を今年度中に終わらせる必要がございます、予算措置を講ずるものでございます。

また、ニーズ調査の幅ということなんですけれども、以前までと若干変わっている部分としまして、国のほうとしまして、こども家庭庁の設立とあわせましてですね、今後の計画のなかに子どもの意見を取り入れていくような工夫をするようにということになってございます。ですので、対象年齢の幅を、このニーズ調査のなかで広げるのか、また、それとは別に、例えばですけども、学校さんとか保育所さんとか経由した形で、別途の調査を行うのか、そういったところは今後ちょっと調整をさせていただこうと思っております。

そういったところも含めまして、本来であれば国のほうが、こども大綱というものを、もうこの秋を目途に打ち出しをしていくというふうにいわれておりましたが、こちらが若干後ろ倒しになっているということで、秋頃という言い方が年内という形に変わっておりますので、その部分も含めてちょっと慎重にそこは対応していく必要があるのかなというふうに感じております。可能な限り、直近の国の動きを捉えまして、必要な内容を取り込むような形にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） はい、わかりました。わかったような、わからなかったような、そんな感じであります。

いわゆるですね、皆さんの政策そのものというのが、この少子化に対して、または、その非婚化

はあんまり関係ないんですが、少子化の原因の一つは非婚化もあるんですが、それよりも少子化に向けたためのそのニーズ調査なのか、単なる子どもの居場所づくりであつたりとか、総合的なものなのかというその目的意識がですね、よくわかってこない。その目的意識がはっきりとした時点で、そのためにもっと良くなるためにこうなるというような予算措置が多分考えられるんだろうとは思いますが、そのあたりはこども課としてね、いろんな見方はあるとは思いますが、もうそろそろ私たちもう数十年、数十年というか、もう十何年も前からですね、少子化の問題と人口減少の問題というのは数値を得て私はずっと言っていました。でも、いろんな形でやっても、全然止まりません。私は町長から47人という人数を聞いた瞬間に、ああもうどうしようもないんだなと、ここまで来てしまったというのを、今さらこういうニーズ調査うんぬんよりも、もう実行じゃないかというふうに思うんですね。ここは町長の英断だと思うんですが、今年に向けてじゃないですけど、私よく明石市長の講演をいただいております。あの方のいろいろな話を聞いてますと、やはり実行、国より先に実行というのが、皆さんも多分テレビで見ていると思いますけども、そういうのを見て、町長は、もう本当にここで決断しなきゃならないというような予算措置が必要なんだろうと思うんですよ。ここから上がってくるのも大切ですが、町長としてどのようにこういった予算に対して考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 坂本議員、ありがとうございます。私も、もっとも今おっしゃったことを理解している一人と自負をしておりますし、また、極めて同感であります。

この計画ならず、皆様方には数多くの様々な計画の策定についての予算を提案し、お認めいただきましたけど、例えば国土強靱化計画に基づく施設の長寿命化計画であるとか、道路の修繕計画、水上の計画とか、何でこんな計画ばかり立てるんだっていう話を私ども担当とよくやるんですが、まず一つこれ申し上げますと、こういう計画を立てておりませんと、国や県から補助が受けられないんですよ。何かする時に。こんなことに二百何十万もかけてやるということ自体が極めてナンセンスな話だと、皆さんも多分思われていると思います。それはなぜならば、今申しあげましたように、私ども1年間に、1人増えて47じゃなく48なんですが、子どもが例えば48人しかいないところで二百何万もかけて計画立てるって、ナンセンスだと思いませんか。もう48人のお父さん、お母さん、96人ですよ。96人とやり取りしているわけですから、そこからいろんなご意見聞くだけで、しっかりこんなもの作れるじゃないですか、実際。もう毎日、職員は住民の皆さん方と直接お話し合いし、いろんな意味で意見交換し、さらには施策の推進を図っておりますから、いろんなご意見、生の声、現場の実情、さらには地域のいわゆる実態というのを十分に把握しているわけですよ。でも、客観的に第三者に作ってもらう、もうコンサルだとかそういうものがたくさんそういういわゆる会社がありますので、そういうところにもう、決まったところに委託をせざるを得ないようなそんな状況。そして、その委託受けたところが作った計画を、本当によく、昔、総合計画で採捨されましたけど、表紙だけ変えて数字だけちょこちょこっと入れ替えて全部同じみたいな、そんなことが未だに続いているって、非常に私もナンセンスで、このことについては、例えば町村会であ

るとか、さらには様々な会議の場面などで、私はひとつ厳しく苦情と申しますか、苦情といたらおかしいですけども、提言をしたいなど、改善を要望していききたいなど思っています。

ただ、逆側から見た時に、これは全て財務省側の論理だというふうなことを言われておりまして、一つには財務省も予算つける際に、何かそのエビデンスなりそういうものがないと、国民の税金をお預かりするわけですから、その税金の使い道を問われた時に、しっかりこの計画が立っていないところに補助するというのはどういうことなんですかと、例えば場当たりのやっただけにやっただけで将来像が見えないなかで、果たしてこういうところに予算措置するのはどうなんですかと、こういう施策に予算措置することは将来展望としてどうなんですか、また、こういう自治体に対して予算措置することはどうなんですかということの説明責任、国民の皆さん方にしなきゃなりませんから、その一つのいわゆるこの金科玉条のごとくこの計画を使うんじゃないかなというふうには私は推察しています。ただ、もう全く議員と同感で、こんなもの作らなくても実行あるのみということとは私どもわかっておりますし、また、むしろ手作りで、自分たちが、こんな小さな自治体でありますから、例えば水戸であるとか、つくばであるとか、ひいては横浜であるとか、大きなところで、これだけのお金をかけても十分なものがありますし、客観性を保ったものをいただいて、それで現場、現場に合わせた、いわゆる蓄積されたノウハウであるとか、様々な知見を生かした形での、その地域、地区のいわゆる計画を立てるということは大事だと思いますが、私どもの町としては本来はもうみんなそれぞれが住民の皆さん方の顔の見える距離での自治体でありますので、そういう行政体としては、むしろ直感になってしまっただけではいけませんけども、自分たちでしっかりこういう計画を作って、そして今、坂本議員からも言われましたように、私がしっかり決断をしていく。

ただ一つ申し上げたいことは、これももう予算が伴うものでありますから、なかなかその空手形のできることをいうのは限られておりますので、予算が伴うものですから、冒頭ご挨拶で申し上げましたけども、これは当然にして財源の確保していかなければならない。今の状況下ですと、何かを削ること、それからもう一つは、何かをとといいますか、予算のその歳入の入り口の部分をしっかりと増やしていく、確保していくということが大事だと思っております、すなわちこの子育て支援の環境を整えるということは、ふるさと納税をしっかりと増加し、そして今、私どもで展開しておりますように、いろんなこの施策のスクラップをしっかりと進めていくということ、この両にらみで環境が整ったならば、思い切った形、今、議員から後押しがありましたけども、思い切った形のこの子育て支援施策、さらには少子化対策というものを、町独自で挙げられるようなことができればいいなというように私自身、いいなというか、そういうことをしてまいりたいなど、そういうもう意欲はございますので、是非その際にもいろいろなご指導をいただければと思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、坂本議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） そうなんです。いわゆる財務省の考え方、ゆえになかなか動きが悪い。でも、それ、動きが悪いといっておられない状況が今、この子どもさんが生まれない状況という出身率の問題にはもうきてる。そこについてまだ国はそう動かない。例えばその昔、ちょっと長く

なって申し訳ありませんが、民主党政権になった時に、シーリングでやる前にいろいろなところで予算、必要ないの出してこいよとって、どこの省庁も出してこないですよ。うちはもう全部必要ですと。ですけど、そこができるのは実は国が制度ではなく、法律を作る以前の問題で財政の組み替えていうのを大きくやっていかなければいけない。多分、各地方でもそうだろうと思うんですね。そうしていかないと、もう多分財政が回らない。大洗の人口も、この間いただいた数字から見ても、たった10年間で3,000人以上減っています。こういう現象のなかで、これから先もまず減るでしょう。そうやってきた時に、今ここで打てる手は何だろうとって、しっかりとやはりこの、今回のこの280万を有効利用しながらですね、いいその現場の声が町長に届くようお願いをして終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか、ありますか。5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 10ページの空き家対策事業予納金についてお伺いをいたします。

これは全員協議会のほうで先日ご説明がありましたけれども、今回この対象となっている場所というのが、火災発生した現場で、近隣からの環境対策とかいろいろあつてのことだと思っておりますけれども、これについての空き家対策事業のこの予納金についての詳しい説明と、あと、今回この火災現場ということで、こういう手段をとったんだと思っておりますけれども、町のなかにはいっぱい空き家が存在しているということで、相続人がいないというような物件も、これから今後出てくると思っております。その場合に、今回これ火災現場の話ですけども、付近に、例えばその近所に環境とか美化の悪化をもたらすものについて、今後もこういうことを、予納金を積んで、そういうものを対策をしていくのかということをお伺いをいたします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

まず、その予納金の算定でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆるその管理人の報酬、それから土地・建物の管理の費用、あわせて売却に係る費用等の一切を、これは裁判所が定めているものでございます。特に町がこれだけ納めますというわけではなくて、裁判所のほうから指定される額でございます。

今後、同様な物件が出てくるか、これは本当にこの所有財産、建物の管理の制度でございますけれども、こちらに関しては法定相続人が全くいらっしゃらない、こういった場合にのみ、探しても探しても全て尽くしても見つからない場合のみ、この制度を活用することができますので、現在ご相談をいただいているところにつきましては、今その相続人を追っているところもありますので、この制度にあわせて対策をとる部分と、それ以外で対策をとる部分とありますので、引き続き状況に応じて対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 以前の法律だと、例えば民法なんかで相続人なきときは財産を国庫に帰属するってような規定があると思うんですね。もちろんそれは財産管理人を選定して、裁判所に申し立てをした上じゃないと国庫に帰属できないわけですよ。勝手に相続人がいないからとって

国が引き取っちゃうわけではないわけです、これね。そういうケースも多々考えられると思うんですけども、そういうその国庫に帰属させるような、役所のほうでそれを手続をとるようなことというのは考えられなかったのか、その1点ちょっとお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 石山議員の再度のご質問にお答えいたします。

今おっしゃっていただいたのは、所有者が死亡して、相続人があることが明らかでない場合の対応で、相続財産清算人という制度をもって対応することは可能です。ただ、今回の制度は、所有者不明土地・建物ということで、土地・建物に限定して対応できるんですが、現状の制度ですと、その人に対して全ての財産を全部確認をするということで、非常に時間と労力、当然ながらそこにかかる予納金のほうもかかってくるというふうに思います。町もこの危険な空き家等があった時に、利害関係人にはなることはありますけれども、やはり、まず今回できた制度です対応できることを対応して、引き続きこういう、今おっしゃっていただいた相続財産清算人を使わなければいけないようなところに対しても、多様な範囲です対応するところから取り組んでまいりたいとは思っています。

○議長（飯田英樹君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 最後に1点お伺いいたします。

予納金のこの回収の方法ですね。これは競売で回収するのか、どういった形で予納金を回収するのかですね、全協でもちょっとね、その辺がちょっとまだ確定してないというような、裁判所のほうもよくわかってないというふうな話されましたけども、その点でわかっていることについてだけで結構なので、お伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 石山議員の再度のご質問でございますけれども、まず予納金につきましては、管理が終了して、もし残余があれば当然予納金として戻ってまいりますけれども、二つ目のその予納金を上回る額で売却をするような場合ですと、売却等によって金銭が生じた時には、その管理人が供託をしてその旨を公告することになっております。その公告を踏まえまして、我々のほうで還付請求をして、予納金の部分、最大で予納金の部分までを我々が還付請求できると。それ以上にもし売却益が出るようなことがあれば、それは国庫のほうに収納されるということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第56号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第56号は、原案のとおり決しました。

○議長（飯田英樹君） ここで、先ほど菊地議員からありましたワクチン接種対象者に関する質問につきまして、健康増進課長より発言を求められておりますので、これを許可します。健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 先ほど菊地議員のほうからご質問いただきました秋接種について、初回接種のほうを受けていない方が接種ができるのかというところなんですけれども、今回、国のほうで出されている資料のなかでは、初回接種を終了した全ての方という形にはなっています。ですけれども、実際、秋接種のほうの対象者となる方が、前回の接種から3カ月を超えている方および初回接種の方も今回の秋接種のほうの対象になりますので、全然打ってないという方でも、今回の秋接種からスタートすることは可能ということでご回答をさせていただきます。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） ここで休憩いたします。なお、会議再開は午前11時10分を予定いたします。
(午前11時00分)

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午前11時10分)

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第57号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

[町長 國井 豊君 登壇]

○町長（國井 豊君） 議案第57号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

19ページをお開き願います。

令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算第1号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,389万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億1,585万1,000円とするものであります。

21ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

介護保険事業負担金等返還金につきましては、令和4年度分の清算による国・県・支払基金への返還金として4,389万円を追加計上するものであります。

20ページへお戻り願います。

以上、これら歳出を賄う財源といたしましては、繰越金4,389万円を追加し、歳入歳出それぞれ4,389万円を追加補正するものでございます。

以上、議案第57号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第57号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） きっとね、改定が今度3年経ったと思うんで、ちょっと聞きたいんだけど、返還ということで4,380万きてますけども、今後、介護保険改定になりますよね、3年経ったのかな。ちょっとそこら辺お尋ねしたいんですが、すみません。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） まずこの返還金でございますけれども、毎年、高齢化率とか高齢者数とかの伸び率を勘案しまして、国・県支払基金のほうから給付のお金を交付していただいておりますので、毎年余剰金というかこの返還する、事業が確定しますと、その残金というのはお返ししなければならないもので、例年あるものでございます。

今、議員のほうからご質問ありました介護保険料の話ですよ。皆さんから納めていただきます介護保険料の改定ですけれども、今が第8期でして、今年度までですね、令和5年度までが第8期となっております、来年から新しい第9期に入りますので、今年度、この下期になりますけれども、計画を立てて介護保険料をどれくらいにするかというのは、これから計算してまいりますところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 始まってもう8期ということで、来年9期と。早いもんでね、24年、僕が1期生の頃からきっと介護保険始まったと思いますけども、3年に1回見直ししなきゃなりませんので、概算としてどんな感じで今推移しているか、もう始まってますか、来年に向けて、9期目ということなんですが、未だにまだあれですか、すみません。宜しくお願ひ、決算時期なんで、すみません、宜しくお願ひします。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 保険料、9期に向けての保険料の計算は、まだ着手しておりません。ただ、先ほど基金のほうのところにも数字出てたかと思っておりますけれども、介護のほうの基金として2億5,000万ぐらい蓄えておりますので、それは3年に一遍の改定の時に、大部分はですね還元して、

現在保険料納めていただいている方に、還元するという形で保険料を抑えるというそういった意味もございますので、そこも基金の取り崩し等、頭に入れながら計算してまいります。なるべく現行のままいけるように、努力はしたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 最後になりますけど、十分にね、課長すいません、現行に、あれだったら一回くらい下がったかなと思うと住民も喜ぶでしょうけども、現行だったらしょうがないかなと思う方もいるでしょうけども、私も十分払ってますので、最高額ぐらい払ってますので、宜しくお願ひしたいなと思っております。いろんな形でね、使う方もいっぱいいるでしょうから、その点は、使うなどは言えないんで、お願ひしたいところなんですけど、宜しくお願ひ、お願ひで終わります。すいません。宜しくお願ひします。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、原案のとおり決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、同意第1号 大洗町教育委員会委員の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第1号 大洗町教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをお開きください。

本案につきましては、小野瀬繁子様を、大洗町教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小野瀬繁子氏は、令和3年4月1日からお務めいただいております。

現在は、茨城大学の非常勤講師を務められております。

この度、引き続き大洗町教育委員会委員として任命するものです。

なお、任期は4年となっております。

以上、同意第1号について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第1号は、原案のとおり決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、同意第2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会の委員でありました藤沼良夫氏の退任に伴い、後任の委員として、今関裕夫氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

任期につきましては、令和9年9月30日となっております。

ご同意のほど、宜しく願いいたします。

なお、今関氏は、茨城県において総務部理事兼地域支援局長、生活環境部長、また、茨城県市町会・町村会において常任理事などを歴任してこられました。現在は、昱株式会社において参与として活躍をされております。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第2号は、原案のとおり決しました。

◎請願の委員会付託

○議長（飯田英樹君） 日程第7、請願の委員会付託について報告いたします。

本定例会において受理しました請願は1件であります。会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

◎報告第9号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 日程第8、報告第9号 大洗ターミナル株式会社の令和4年度事業報告並びに令和5年度事業計画について報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 報告第9号 大洗ターミナル株式会社の令和4年度事業報告並びに令和5年度事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。8ページをお開きいただき、事業報告書をご覧ください。

概況でございますが、第39期目に当たる令和4年度の日本経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念などの影響を大きく受けておるところであります。

このような状況下におきまして、大洗ターミナル株式会社は、積極的な営業活動を展開するとともに、各部門において業務のコスト合理化や経営全般の効率化に努めた結果、売上高につきましては9億9,450万5,301円、税引前当期純利益は2,713万1,223円、法人税住民税事業税は1,326万4,500円、最終の当期純利益は1,386万6,723円であります。良好な歩みの下、第39期を終えたとのことであります。

なお、詳細につきましては、9ページ以降の報告書のとおりであります。

続きまして、第40期となる令和5年度の事業計画についてご説明いたします。

29ページをお開きください。

フェリー部門において、商船三井フェリー株式会社の夕方便・深夜便の2便による入港船舶隻数は、年間602便が予定されており、今後も安定した収益が見込まれます。

しかしながら、フェリー業務委託料については長く据え置き状態が続いていることから、例年以上に強く料金改定を要望いたしました。結果として、令和5年度も料金据え置きとなっておりますが、春闘賃上げ率とともに各社で賃上げが進む中、優秀な人材の獲得や定着、また、従業員の家庭経済を守るためには十分な原資の確保が必要であるため、業務委託料増額改定の交渉を引き続き継続してまいりたいという報告をいただいております。

以上のとおり、本業務であるフェリー荷役部門を中心とした事業基盤の構築と効率的経営に向けた事業推進を展開することとしています。

31ページをご覧ください。

令和5年度損益予算書がありますが、税引前当期純利益として2,016万2,000円を見込んでおり、物価高等の厳しい状況下でも利益を上げられるよう、さらに努力していくということでありますので、町としても法人の安定経営に向け、引き続き指導監督してまいりたいと思います。

以上をもちまして、報告第9号の説明とさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第9、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 今回も2件ほど有り難いご寄附の報告をすることができました。

まず、企業版ふるさと納税に係る寄附といたしまして、水戸市泉町の株式会社柴建築設計事務所代表取締役 柴 恭様から30万円、第2期海の街大洗創生推進プロジェクトの一助としてちょうだいいたしました。

さらにもう一方、企業版ふるさと納税に係る寄附といたしまして、埼玉県川口市、株式会社Aースタイル 代表取締役 遠藤 博様から、寄附金3,000万円を頂戴いたしました。目的といたしましては、同じように第2期海の街大洗創生推進プロジェクトの一助としてちょうだいをいたしました。

今、現在におきましても、幾つかの企業から企業版納税、さらには一般寄附の申し出をいただいておりますので、順次ちょうだいをして、しっかり寄附者の皆様方のご意向に沿ったまちづくりに活用させていただきたいと思います。皆様方のご指導のほど、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は9月4日午前9時30分から、2名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前11時25分